

議案第 8 3 号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（給与からの控除）</u></p> <p><u>第 7 条 法第 2 5 条第 2 項の規定により、次に掲げるものは、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 3 条第 1 項第 2 号の公立学校共済組合に加入する会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</u></p> <p><u>(1) 埼玉県教職員互助会の掛金並びに貸付金に係る償還金及びその利子</u></p> <p><u>(2) 埼玉県教職員互助会の取り扱う生命保険の保険料</u></p> <p><u>(3) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料</u></p> <p><u>(4) 登録された職員団体の組合費及び当該職員団体の取り扱う生命保険の保険料（当該団体に加入している会計年度任用職員から文書により控除申請があったものに限る。）</u></p> <p><u>2 法第 2 5 条第 2 項の規定により、次に掲げるものは、地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項第 6 号の市町村職員共済組合に加入する会計年度任用</u></p>	<p><u>（給与からの控除）</u></p> <p><u>第 7 条 給与条例第 3 5 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。</u></p>

職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 市が会計年度任用職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費
- (2) さいたま市職員互助会の掛金
- (3) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料
- (4) 登録された職員団体の組合費（当該団体に加入している会計年度任用職員から文書により控除申請があったものに限る。）

## 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。